

守口市総合基本計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合基本計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合基本計画 基本構想及び基本計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の基本目標及び施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策を体系的に示すとともに、行政各分野の主要な施策をまとめた計画をいう。

(市民意見の聴取)

第3条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民に意見を聴取しなければならない。

(守口市総合基本計画審議会)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

4 審議会は、市長の諮問に応じ、総合基本計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(総合基本計画との整合性の確保)

第7条 市長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合基本計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守口市総合基本計画審議会条例の廃止)

2 守口市総合基本計画審議会条例(昭和44年守口市条例第5号)は、廃止する。